

事業者の皆さまへ

「ふるさと・働きて定住促進サポート事業」・ 「住宅リフォーム補助金」事業終了のお知らせ

ふるさと・働きて定住促進サポート事業、住宅リフォーム補助金は
令和7年度（2026年3月末）をもって事業を終了します。

注意事項

- ・令和8年度以降の事業の継続はありません。
- ・申請額の合計が予算額を超えた場合は、令和7年度の途中でも受付終了となります。
- ・令和7年度中に事業が完了しない場合は、補助金を受け取ることはできません。
- ・3年後に居住実態を調査します。転居していた場合は、補助金の返還となる場合があります。



帰ろう。ふるさと犬山へ
暮らそう。働く犬山で

U・Iターン定住 応援します！

ふるさと・働きて
定住促進サポート事業

犬山市では、市内の定住人口を増やすためにU・Iターン定住する人や犬山市で働く人たちの子育て世帯の住宅取得に対して、住宅取得費用の一部を補助します。

犬山にず〜っと住もまい！ 犬山市住宅リフォーム補助金

【犬山市住宅リフォーム補助金】とは？

若い世代が市内で居住する住宅をリフォームする費用を補助します！

- ・おもな条件
- ・本人または配偶者が40歳以下であること（親が申請の場合は子が40歳以下かつ世帯を構成）
- ・申請者もしくは申請者と同居する直系親族の持ち家であること
- ・申請者が契約する工事であること
- ・市内事業者と契約するリフォーム工事であること
- ・3年以上継続して居住すること
- ・市税の滞納がないこと
- ・暴力団等の関係者でないこと
- ・他の補助金の対象でないこと
- ・過去にこの補助金を受けていない住宅であること
- ・適法に建築・改修等がされた住宅であること



…など 詳しくはお問い合わせください

お問い合わせ

都市計画課 営繕住宅担当

（本庁舎2階）まで

電話 0568-44-0331(ダイヤルイン)

FAX 0568-44-0366

E-mail 080100@city.inuyama.lg.jp

(URL)<https://www.city.inuyama.aichi.jp/kurashi/sumai/1005049.html>